

休憩

臨床研究における倫理について

(生物医学・医療の4原則を思い浮かべながら考えてみましょう)



#30

研究すべきならば、どのように 研究すべきか？

- 正しい知識を得るために、**正しい方法**で臨床研究が行われなければならない
→臨床研究の科学性
- 少数の個人が他人あるいは社会の利益のために、研究の被験者として負担/リスクを背負わされる（**擇取の可能性**）
→倫理的配慮が必要

#31

ところで、今までの歴史の中でヒトを対象とした非倫理的な臨床研究が数多く行われてきた・・・。それでは、ドイツ、米国、日本における非倫理的な臨床研究（人体実験）の歴史を振り返ってみましょう。

#32

ナチス・ドイツの人体実験に対する ニュルンベルク継続裁判



第二次世界大戦中にナチス・ドイツが各強制収容所の囚人を対象に行つた人体実験の罪を裁いた裁判

- 被告の23人中20人が医師
- 米国が単独で裁いた。
- ドイツ人弁護団は12の論点を挙げて、被告の弁護を試みた。

(医の倫理 クレール・アンプロセリ著 中川米造訳) #23

ナチス・ドイツが行った人体実験など

- 超高度実験：高度20,000mに該当する低気圧にさらす実験
 - 低体温実験：低体温状態に陥った人間を蘇生させる実験
 - マラリア実験：1,000名をマラリアに感染させ、予防薬や治療薬の実験をした、300～400名が死亡
 - 断種実験：多数の人間に断種可能な方法を検討する実験、数千名が矢線や薬剤で不妊となり、副作用で苦しんだ。
- その他、毒ガス実験、サルファ前治療実験、海水飲用実験、骨・筋肉・神経の再生実験および骨移植実験、流行性肝炎実験、発疹チフスなどの実験、毒物実験、焼夷弾治療実験、ユダヤ人骨標本コレクション、ボーランド人結核患者の大屠殺、障害者の安楽死、
- (Emmanuel EJ et al. Ethical and Regulatory Aspects of Clinical Research) #34

ニュルンベルク継続裁判の判決

- 1947年8月に、米国人の44名の裁判官により、23名中16名が有罪、うち7名が死刑(医師は4名)の判決が下された。
- 「今回の人体実験という行為は、諸国家の基本原則に反して行われ、それも文明人に、公的良心や人権に背いて行われた、しかし、上記の判断のみでは、**医の倫理という観点より**、判決を下すには十分とは言えなかつた。
→人体実験の普遍的な倫理基準の明文化の必要性
(ニュルンベルク綱領)

(医の倫理 クレール・アンプロセリ著 中川米造訳) #25

米国における第二次世界大戦中から 1960年代の人体実験

- 米国の医学研究は戦争により政府による大規模な国家プロジェクトに発展
- 前線の兵士のための**囚人を対象とした実験**(イリノイ州の刑務所での奴によりマラリアを感染させ、治療薬を試す実験など)
- 1952年国立健康研究所(NIH)は「人間を用いた研究の倫理的原理」の草案を公表 →**ICの必要性**
- 1966年 Harvard大学部教授Beecher HKによる1950～60年代実施の22例の非倫理的研究報告

(N Engl J Med 274:1354, 1966)

(医療倫理の発明者 ディヴィット・ロスマン著 酒井忠明訳) #26

Willbrook Hepatitis Study

- 1956~72年にかけ、ニューヨーク州の**知的障害児施設**で入所者に肝炎ウイルスを人為的に感染させる実験を実施。
- 施設の衛生状態は不良で経口感染する肝炎が流行
- 入所後にそのまま経過をみる群と γ -globulinを注射する群に分け、 γ -globulinの肝炎予防効果を証明
- 特別病棟にて入所者に肝炎ウイルスを感染させる実験を繰り返し、A型とB型肝炎ウイルス株の分離に成功

(医療倫理の改訂) ディヴィット・ロスマン著 酒井忠明訳
Emanuel EJ et al. Ethical and Regulatory Aspects of Clinical Research) #37

Willbrook Hepatitis Study

- 一連の実験により750~800人の知的障害児が人為的に肝炎を感染させられた。
- これらの実験結果は、New England Journal of Medicineなど著名な医学雑誌に発表された。
- 研究代表者は世論の非難に対して、
 - 1) 入所者はどのみち肝炎に感染、2) 被験者になれば環境のよい特別病棟への入居が可能、3) 肝炎ウイルスの免疫が得られる、などと反論。
- 入所する児の親には、実験について、「**予防可能性のある新しい予防法を施したいと存じます**」などと説明。

(医療倫理の改訂) ディヴィット・ロスマン著 酒井忠明訳
Emanuel EJ et al. Ethical and Regulatory Aspects of Clinical Research) #38

Tuskegee Syphilis Study

- 1972年 New York Times 一面トップに「連邦政府による研究の梅毒犠牲者、40年間も治療されず」の記事が掲載。
- 1930年代アラバマ州メイコン郡タスキギーはアフリカ系米国人の梅毒の感染頻度が36%と高い地域
- 1931年公衆衛生局(PHS)はタスキギーの**アフリカ系米国人男性**399人の梅毒の自然経過をみる実験を開始。
- さらに梅毒に罹患していない同年代の男性200人も対照群として経過観察。
- 1946年からは、梅毒の治療にペニシリンが用いられるようなったが、この実験の患者や対照群には用いられず。

(医療倫理の改訂) ディヴィット・ロスマン著 酒井忠明訳
Emanuel EJ et al. Ethical and Regulatory Aspects of Clinical Research) #39

Tuskegee Syphilis Study

- スタッフはアフリカ系米国人の看護師1名のみで医師は常駐せず、**書面の研究計画書はなし**。
- 繼続的に脊髄穿刺が行われ、梅毒の進行状態が調べられた。
- 被験者は梅毒以外の医療費や葬儀費用の提供を受け、死後病理解剖された。
- 患者には梅毒に罹患しているとの説明はされず、ただ「悪い血」を持つていると説明された。
- 研究成績は1936~72年まで17本の報告論文が公表されたが特に批判は受けず。
- 399名のうち、28名が梅毒で死亡、約100名が失明や精神障害を來した。

(医療倫理の改訂) ディヴィット・ロスマン著 酒井忠明訳
Emanuel EJ et al. Ethical and Regulatory Aspects of Clinical Research) #40



Tuskegee Syphilis Study

- スタッフはアフリカ系米国人の看護師1名のみで医師は常駐せず、**書面の研究計画書はなし**。
- 繼続的に脊髄穿刺が行われ、梅毒の進行状態が調べられた。
- 被験者は梅毒以外の医療費や葬儀費用の提供を受け、死後病理解剖された。
- 患者には梅毒に罹患しているとの説明はされず、ただ「悪い血」を持つていると説明された。
- 研究成績は1936~72年まで17本の報告論文が公表されたが特に批判は受けず。
- 399名のうち、28名が梅毒で死亡、約100名が失明や精神障害を來した。

(医療倫理の改訂) ディヴィット・ロスマン著 酒井忠明訳
Emanuel EJ et al. Ethical and Regulatory Aspects of Clinical Research) #40

Tuskegee梅毒研究は何か問題でしょうか？

- 自律尊重原則
→被験者への適切なインフォームド・コンセント未実施
- 無危害原則
→当時、既に治療法が存在した梅毒に対して無治療
- 善行原則
→当時、梅毒を無治療で経過観察することは被験者に対して何のベネフィットはない。
- 正義・公正原則
→梅毒に罹患したアフリカ系米国人のみを被験者とした。

#41

National Research Actの成立

- ウィローブルック肝炎研究、タスキギー梅毒研究が報道され、医学研究に対する世論の批判が活発化
- 1974年 米厚生省(DHEW)が資金援助する臨床研究に対する国家研究規制法 National Research Act成立
→被験者保護国家委員会の設置、IRB設置義務など
- 1978年 Belmont Report(生物医学および行動科学研究の被験者保護のための国家委員会)
→臨床研究の3つの原則：人権の尊重、善行、公正・正義
- 1991年 Common Rule成立

#42

The Common Rule, Title 45 (Public Welfare), Code of Federal Regulations, Part 46 (Protection of Human Subjects), Subparts A-D

- 1991年に発出された米国連邦政府機関のいすれの機関より出資されたヒトを対象とした臨床研究に対して適用される法律。

(2001年改訂)

#43

The Common Rule, Title 45 (Public Welfare), Code of Federal Regulations, Part 46 (Protection of Human Subjects), Subparts A-D

- Subpart A : IRBの委員要件と機能について規定し、研究プロトコールを審査する際に用いるべき判断基準を明記。イントラムード・コンセントにおいて用いる説明・同意文書に含まれるべき内容についても規定。
- Subpart B, C, D : 妊婦、胎児、新生児、囚人、小児に対する臨床研究における保護事項について規定。

(2001年改訂)

#44

旧日本軍731部隊



- ・旧日本軍は1933年頃より細菌兵器の開発を目的に中国で人体実験を行っていた。
- ・1938年ハルビン市街に本格的な実験施設を建設(関東軍防疫給水部(731部隊))。
- ・731部隊では約6km四方の敷地に3,000名あまりが細菌兵器の研究、開発、製造に従事。
- ・中国各地でスパイなどの疑いで捕まった中国人などが「マルタ」と呼ばれる被験者にされた。
- ・3,000名以上が実験材料にされ殺されたと言われている。

(悪魔の餌食、細菌戦の餌食 森村誠一著) #45

旧日本軍731部隊

- ・人体実験の内容
 - 1) 手術の練習台
 - 2) ペスト、炭疽などに感染させる(細菌爆弾などの生物兵器)
 - 3) 確立されていない治療法を試す(凍傷実験、ワクチン開発)
 - 4) 極限状態における人体の変化や限界を検証(減圧実験など)
- ・日本国内の大学の医学部により「嘱託」として研究者は731部隊へ派遣されていた。
- ・1945年8月ソ連の参戦後、証拠隠滅のために、施設の破壊、「マルタ」の全員殺害が行われた。

(悪魔の餌食、細菌戦の餌食 森村誠一著) #46

旧日本軍731部隊

- ・終戦後、米国は731部隊の指揮者である石井四郎軍医と取引を行い、「細菌兵器の成績を全面的に米国に提供すれば、部隊責任者たちを戦犯に問わない」とされた。
- ・ソ連は捕虜の731部隊の関係者など12名を裁判にかけた(ハバロフスク裁判)が、世界的にほんんど注目されず。
- ・中国は戦犯容疑者47名を裁判にかけたが、1名も処刑されず、1964年までに全員が帰国。
- ・中国で人体実験を行った医師たちは戦後、大学に戻り、また、731部隊の幹部の一部は製薬企業の要職に着いた。

(悪魔の餌食、細菌戦の餌食 森村誠一著) #47



国際的ガイドライン作成の経緯

- ・医学研究の意義、成果は認められる。
- ・医学は、その発展の過程で、**人体を用いた研究を避けなければならない**。
- ・過去において、**非倫理的な人体実験**が行われてきた不幸な歴史がある。
- ・それらの反省の上に、**厳しい規制を課して行く**必要がある。

#48

研究倫理の代表的なガイドライン

- ・ニュルンベルク綱領 (1947年)
被験者の自発的同意、権利や福祉の優先を強調
- ・ヘルシンキ宣言 (1964, 75, 83, 89, 96, 2000, 02年)
世界医師会による生物医学研究の倫理に関する基本的文書
- ・ベルモント・レポート (1979年)
ヒトを被験者とする研究での被験者の保護に関する倫理原則と指針
- ・CIOMS (国際科学評議会)WHOガイドライン (1992, 93, 2002年)
ヒトを対象とする生物医学研究についての国際的倫理指針
→外部の資金提供による発展途上国での研究、弱い立場の被験者や共同体
でのICCIに対する勧告
- ・ICH-GCPガイドライン(日本EU) (1996年)
医薬品開発のための臨床試験における指針

#49

臨床研究に関する日本政府の指針

- ・薬事法に基づく医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
(1997年告示、2002年改正)
- ・1990年「医薬品の臨床試験の実施に関する基準」通知
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
(2001年告示、04年改訂)
- ・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 (2000年制定)
、及び特定胚の取り扱いに関する指針 (2001年告示)
- ・ヒトES細胞の樹立及び使用に関する倫理指針 (2001年告示)
- ・疫学研究に関する倫理指針 (2002年告示、04年改訂)
- ・臨床研究に関する倫理指針 (2003年告示、04年改訂)
- ・遺伝子治療臨床研究に関する指針 (2002年告示、04年改訂)

#50

法とガイドライン

法	ガイドライン (指針)
行政上の位置づけ	法規範(違法性) の根拠
強制と自律性	行政による 強制力を伴う
柔軟性	改正に時間を 要する

#51

#52

臨床研究の倫理に対する 米国と日本の対応の相違

・米国

- いくつかのスキンシップを経て、米国連邦政府機関の
いすれの機関より出資されたヒトを対象とした臨床研
究に対して法律 (Common Rule, Title 45)にて対応

・日本

- 基本的に行政指導によるガイドライン(GL)にて対応
(治験、およびクローニング技術に対してのみ法律
に基づくGL)

休憩

これまでの臨床研究ガイドラインは、
それぞれ個別の“スキャンダル”に対応
して作られてきた。
このため、必ずしも網羅的・系統的ではない

→ 系統的かつ網羅的、わかりやすい
倫理ガイドラインが必要であると考えられた

「What Makes Clinical Research Ethical?」

Emanuel EJ, et al.
JAMA 283:2701-11, 2000
JID 189: 930, 2004

#54

臨床研究における8つの倫理的要件

Emanuel EJ, et al, 2000, 2004

- 社会的・科学的価値 (Social or Scientific Value)
- 科学的妥当性 (Scientific Validity)
- 適正な被験者選択 (Fair Subject Selection)
- 適切なリスク・ベネフィットバランス
(Favorable Risk-Benefit Ratio)
- 第三者による独立した審査 (Independent Review)
- インフォームド・コンセント (Informed Consent)
- 候補者および被験者の尊重
(Respect for Potential and Enrolled Subjects)
- 研究を実施する地域社会との連携
(Collaborative Partnership)

#55

臨床研究における8つの倫理的要件 と生物医学・医療倫理の4原則

- | | |
|---------------------|-----------------|
| • 社会的・科学的価値 | 正義・公正
善行/無危害 |
| • 科学的妥当性 | →正義・公正 |
| • 適正な被験者選択 | 善行/無危害 |
| • 第三者による独立した審査 | →正義・公正 |
| • 適切なリスク・ベネフィットバランス | 善行/無危害 |
| • インフォームド・コンセント | 自律尊重
善行/無危害 |
| • 候補者および被験者の尊重 | →正義・公正 |
| • 研究を実施する地域社会との連携 | #56 |

臨床研究における8つの倫理的要件 1

- 1) 社会的・科学的価値 (Social or Scientific Value)
将来の診断法、治療法や公衆衛生の進歩・発展に貢献する結果/結論を導くことができる。
・研究を実施しようとする分野について、網羅的
、公平な知識（標準治療は何か？）
→既に分かっていることしか導き出せない研究はX
 - エビデンスに基づく研究計画
- 臨床試験の登録制度
- 研究者の教育
など
- #57

臨床試験の登録制度

- ・臨床試験が開始時に公的に登録されることにより、研究を倫理的に実施して正直に報告する義務を賦す。
 - ・医学雑誌編集者国際委員会は、2005年7月以降に症例の登録を開始する全ての臨床試験を公的な臨床試験登録システムに登録することを要求。(第相試験などの薬物動態や毒性を調べる試験は適応されない)
 - (JAMA 292:1363, 2004)
 - ・日本では、UMIN (大学病院医療情報ネットワーク)が2005年6月より臨床試験登録システムを運用開始。
<http://www.umin.ac.jp/cctr/TestTop.htm>
- #58

臨床研究における8つの倫理的要件 2

- 2) 科学的妥当性 (Scientific validity)
一般的に正しいと認められた科学的原則に基づいて
研究を実施
- 研究を行う当事者は臨床研究の方法論を十分に習得。
- 論証研究の支援体制(生物統計家、データ管理など)
 - 3) 適正な被験者選択 (Fair Subject Selection)
適切な適格規準・除外規準の設定
不適格例を登録しない仕組み・適格性の事後チェック
→社会的弱者の不正当な勧誘 (囚人、学生など)
- #59

キセナラミン事件

1963年ある製薬会社が未承認の抗ウイルス薬キセナラミンの人体実験を行つた。社員を対象として、104名に実験薬、103名にセボゼボを服用させた。
その結果、2週間の服用期間の前半から頭痛・食欲不振・全身倦怠感等を訴え、アフラミン服用のうち76名(73%)が服用終了直後までに、さらに2週間後までに17名が入院。うち1名が死んだ。
社員に投与する際に「これは風邪薬です。イタリアでは市販されていますけど、効果を確証して下さい。副作用はありますから」と書つて、会社の業務の一環であるかのようだといふが行われていた。

→人権侵害の申し立てがあり、東京法務局長の勧告が出された
(1967年)

(制薬監督官事 生命倫理学講義)

臨床研究における8つの倫理的要件 3

- 4) 適切なリスク・ベネフィットバランス
(Favorable Risk-Benefit Ratio)
- 被験者のリスクとベネフィットの明確化**
被験者のリスクの最小化・被験者の利益の最大化
- 適切な治療方法の規定
(治療変更規準・支持療法含む)
 - 適切な毒性評価・有効性評価
 - 試験のモニタリング（有害事象、プロトコール遵守）

#61

臨床研究における8つの倫理的要件 4

- 5) 第三者による独立した審査 (Independent Review)
研究と利害関係を持たない独立した第三者による研究
デザイン、対象、リスク・ベネフィットの評価
- 6) インフォームド・コンセント (Informed Consent)
研究目的、方法、リスク・ベネフィット、代替治療の充分な説明 (Information)、理解 (comprehension)、
自発同意 (voluntariness)

#62

シスプラチニンやシクロフオヌファミドによる化学療法
に伴う悪心に対するセロトニン受容体拮抗薬とプラセボ
のランダム化比較試験

(JAMA 283:2701, 2000; Ann Intern Med 118: 407, 1993; N Engl J Med 322:810, 1990)

- これらの試験が実施された1980年代後半にはすでに化学療法の悪心に対しても
メトクロラミドやステロイドなどの標準的治療が存在
- この時点ではセロトニン拮抗薬とプラセボを比較して優れていることを検証する
社会的価値はない。
→これらの試験では、セロトニン拮抗薬とプラセボは同等であるという帰無仮説に基いており、これは科学的妥当性を欠く。
- 化学療法による悪心・嘔吐は患者にとって不快な症状であり、既に他の代替療法
が存在するため、プラセボが投与群に対するリスク・ベネフィットバランスは適切
とは言えない。

*同時期に、メトクロラミドとセロトニン拮抗薬との比較試験も実施されていた。

(J Clin Oncol 9:721, 1991; N Engl J Med 322:816, 1990) #63

臨床研究における7つの倫理的要件 5

- 7) 候補者および被験者の尊重 (Respect for Potential and Enrolled Subjects)
- 同意撤回の自由
 - プライバシーの保護
 - 試験中に得られた新たな知見や試験結果の情報提供
 - 被験者に対する福利厚生の保証（有害事象の対応）
- 8) 研究を実施する地域社会との連携 (Collaborative Partnership)
- Community の価値観、文化、伝統、実地医療の尊重
 - 被験者・community伴に研究から利益を享受
 - 知的所有権、経済的利益など の公正な分配
→譲取を行わない！

#64

臨床研究における8つの倫理的要件 まとめ

- 社会的・科学的価値
 - 科学的妥当性 } 倫理要件には「科学性」も含まれる
 - 適正な被験者選択
 - 第三者による独立した審査 → 「研究者の個人的好みのみ」で計画されるものではない。
 - 適切なリスク・ベネフィットバランス
 - インフォームド・コンセント → 「IC取得のみ」が倫理的要件ではない。
 - 候補者および被験者の尊重
 - 研究を実施する地域社会との連携
- #65

臨床研究の倫理 まとめ

- 臨床研究は、少數の個人が他人あるいは社会の利益のために、研究の被験者として負担/リスクを背負わされる（擇取の可能性）
- 倫理的配慮が必要
- 臨床研究における倫理性の要件には「科学性」も含まれる。
→インフォームド・コンセントさえ取得されていれば倫理的な研究とは言えない。
- 臨床研究の「倫理性」は倫理原則／指針に基づいて計画され、第三者による妥当性の審査を受ける。
→研究者の個人的好みのみで計画されるものではない。

臨床研究における倫理的問題 (Topic)

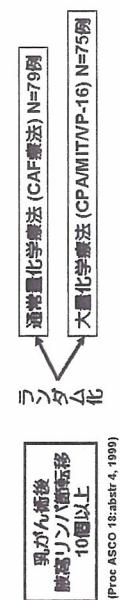
- 不正行為 (misconduct)
- 利益相反 (conflict of interest)

不正行為 (Misconduct)

- 不正行為研究とは、研究の提示、実施、検討または結果の報告に際しての捏造(fabrication)、改ざん(falsification)、盗用(plagiarism)を指す。
- 意のない誤りまたは見解の相違は不正行為研究には含まれない。

High-dose chemotherapy for high-risk primary breast cancer: an on-site review of the Bezwoda study

- 当時、米国をはじめとして再発高リスクの乳癌術後ににおいて通常化学療法と大量化学療法のランダム化比較試験がいくつか実施されたが、Bezwodaらによる試験が大規模化療法が優れていることを証明できなかつた。
- 国際的大規模試験を検討するため、Bezwodaらによる臨床試験について米国の研究者が実地調査を実施。



(Lancet 355:999, 2000)

High-dose chemotherapy for high-risk primary breast cancer: an on-site review of the Bezwoda study

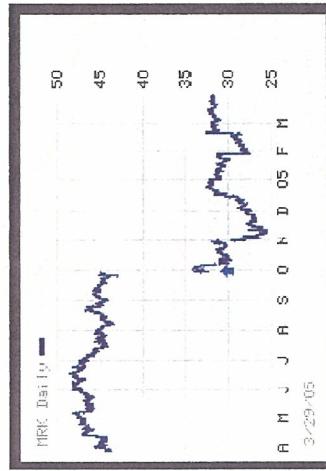
- 審査結果
 - インフォームド・コンセントが文書で取得されていない、
 - 施設の倫理審査委員会での承認記録が存在しない。
 - コントロール群である通常化学療法群の記録が存在しない、大量化学療法群では58例の記録が存在(公表データでは75例)
 - などの不正が認められた。
- 臨床試験における第三者による審査の重要性が改めて認識された。

(Lancet 355:999, 2000)

利益相反 (Conflict of Interest)

患者の福祉や研究の妥当性などの一次的な利益 (Primary Interest) が資金獲得などの二次的な利益 (Secondary Interest) によって不当に影響を及ぼされる恐れがある状況。

臨床研究と株価



- Merck社とRofecoxib
- Cox-2 Inhibitor
- 1999 FDAが承認
- 消炎鎮痛剤として8,000万人が内服 (売り上げは約2,900億円/年)
- 2004 大腸ポリープ予防の臨床試験で心血管系リスク増大を認め、試験中止
- 2004/9/30 売出中止発表

(Thompson DF, N Engl J Med 329: 573, 1993)
(Thompson DF, N Engl J Med 351:1707, 2004)

利益相反 (Conflict of Interest)

一次的な利益とは
医師、学者、教師などの専門職の義務により決定。
(医師なら、患者の健康、研究の誠実性など)
二次的な利益とは
金銭、名声、権力欲、娯楽など、一次的な利益より派生するもので、通常、それ自身に違法性はない。専門職として実務上、必要となることもあります。
ただし、**一次的な利益より二次的な利益に比重を置く**
問題となる。
例：タバコ会社より資金援助を受けて喫煙と肺癌の罹患についての研究を行う。

(Thompson DF, N Engl J Med 329: 573, 1993)

利益相反 (Conflict of Interest)

大阪大学医学部による遺伝子治療薬の医師主導の臨床試験において試験に関わる医師が治療薬の製薬企業の未公開株を取得し、株式上場後一部売却

(2004年6月 朝日新聞)

→この事件を受けて大阪大学では2004年10月に大阪大学利益相反管理規程を作成し、公表した。

利益相反の開示

臨床研究に関する倫理指針：厚生労働省 2004年12月改訂

第2 研究者等の責務等
(2) 研究責任者は、**・** 必要な事項を臨床研究計画に記載しなければならない。
ト 当該臨床研究に係る資金源、起これえる利害の衝突及び研究者等の関連組織の関わり

第4 インフォームド・コンセント

1(1) 研究者等は、臨床研究を実施する場合には、被験者に対し、**・** 方法及び**資金源、起これえる利害の対立、**
・ [について十分な説明を行わなければならない]。

Conflicts of Interestの開示

Authors' Disclosures of Potential Conflicts of Interest

The following authors indicated a financial interest. No conflict exists for drugs or devices if they are not being evaluated as part of the investigation. For a detailed description of the disclosure categories, or for more information about the potential conflict of interest, or for help with understanding this information, please refer to the Author Disclosure Declaration and the Disclosure of Potential Conflict of Interest section in Information for Contributors.

Randomized Phase III Trial of Capecitabine Compared With Bevacizumab Plus Capecitabine in Patients With Previously Treated Metastatic Breast Cancer

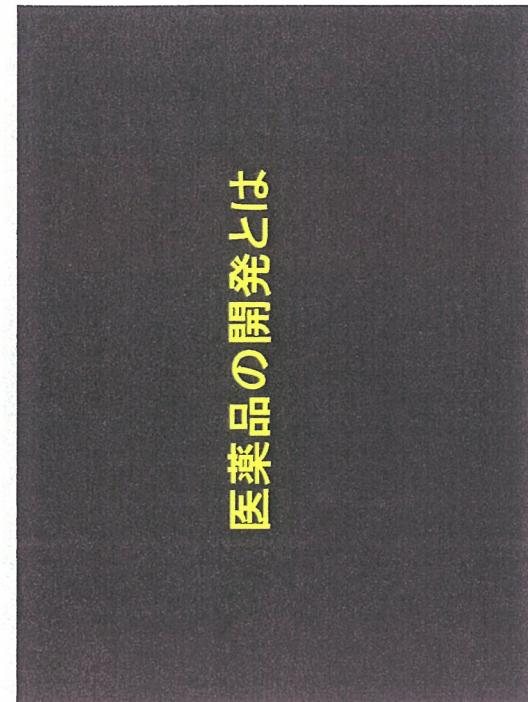
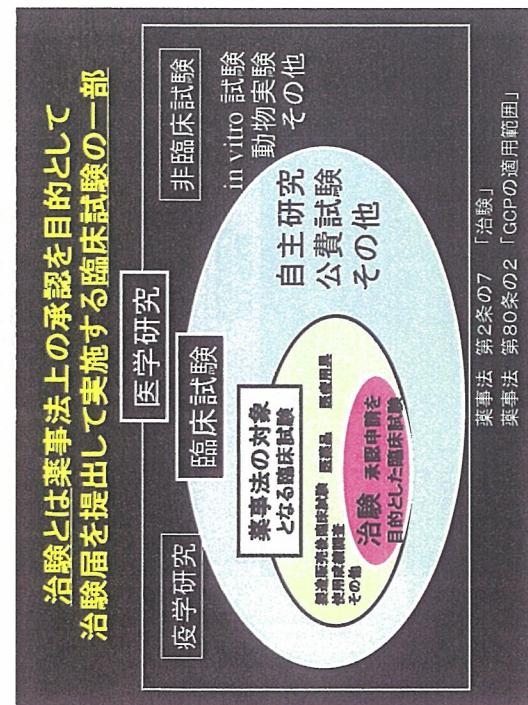
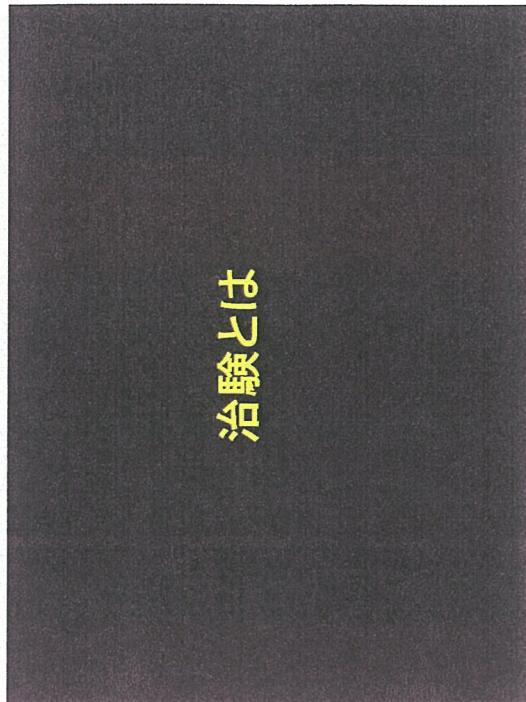
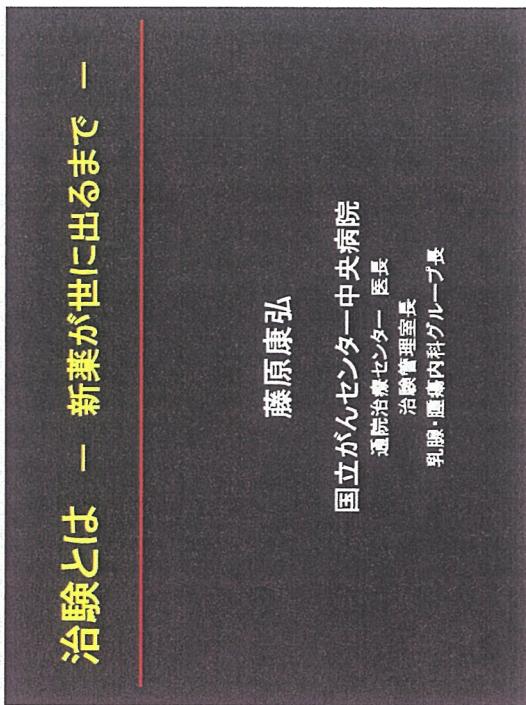
Kathy A. Miller, *present*; Li-Ping Tang, *present*; Alberto Melo, *present*; Karen Mervis, *present*; Luisa Sartori, *deceased*; David V. Rosenblatt, *deceased*; Daniel P. Soper, *present*; Barbara L. Johnson, *deceased*; Maria A. Pilek, *deceased*; Ruth A. Cook, *present*; Sandra A. Evans, *deceased*; Beth A. Pownall, *deceased*; Research Institute, Kathy A. Miller, *deceased*; Michael J. Coddington, *deceased*; Phillip J. Kelly, *deceased*; Diane M. Blenner, *deceased*; Holly N. Bres, *deceased*. For a detailed description of these categories, or for more information about the potential conflict of interest for each author(s), please refer to the Author Disclosure Declaration and the Disclosure of Potential Conflict of Interest section in Information for Contributors, published in the last issue of this journal.

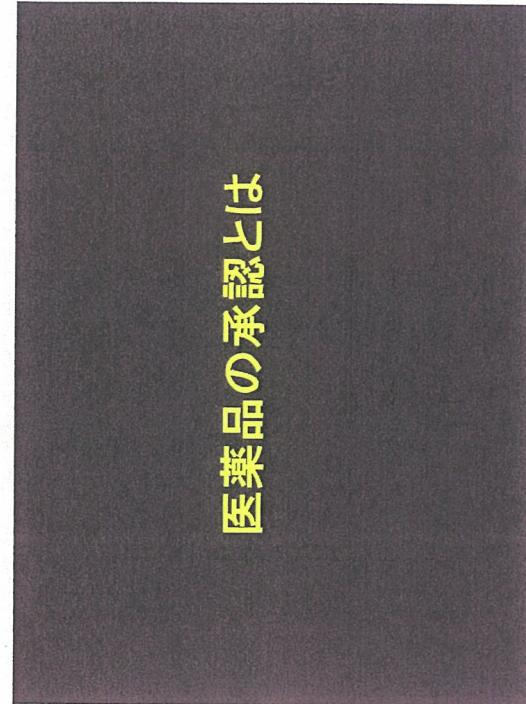
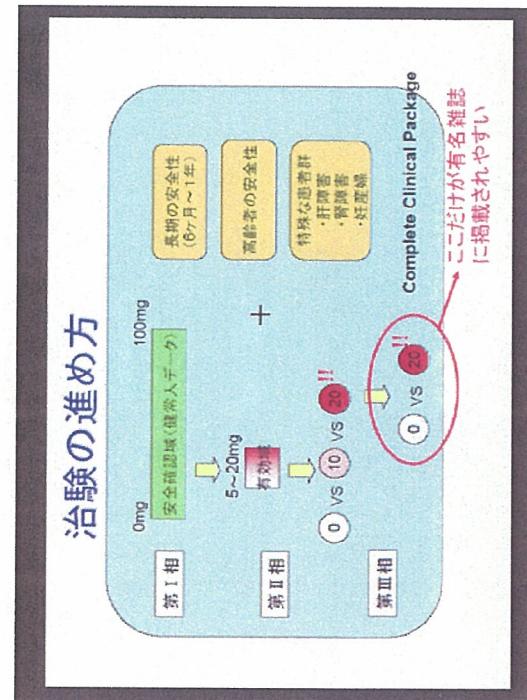
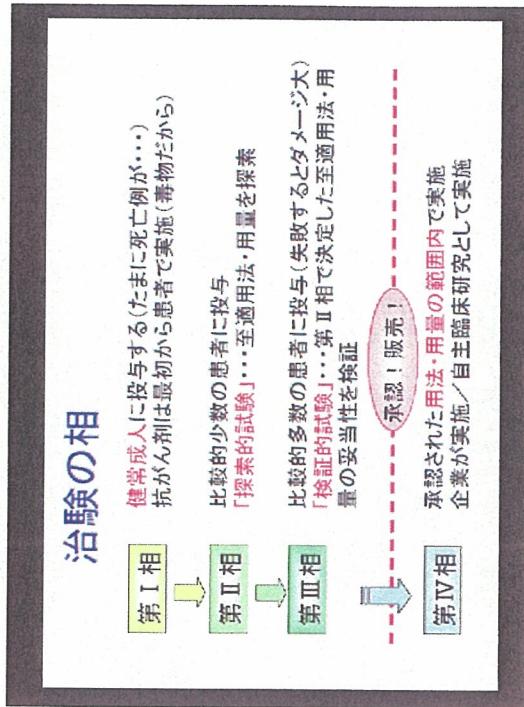
J Clin Oncol 23: 792, 2005

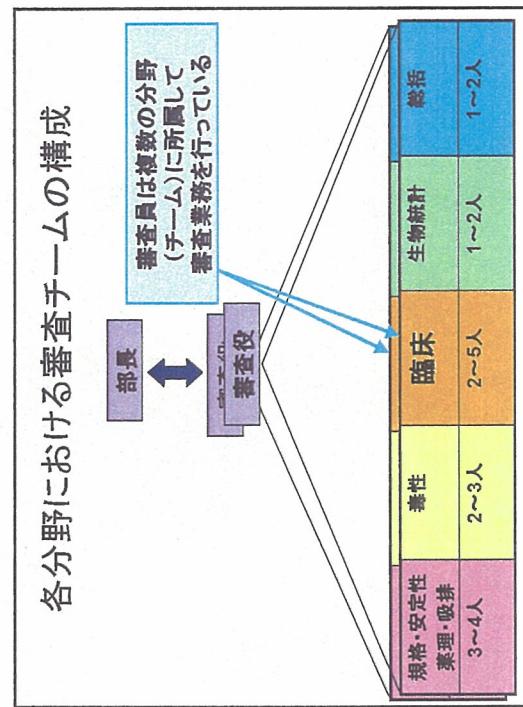
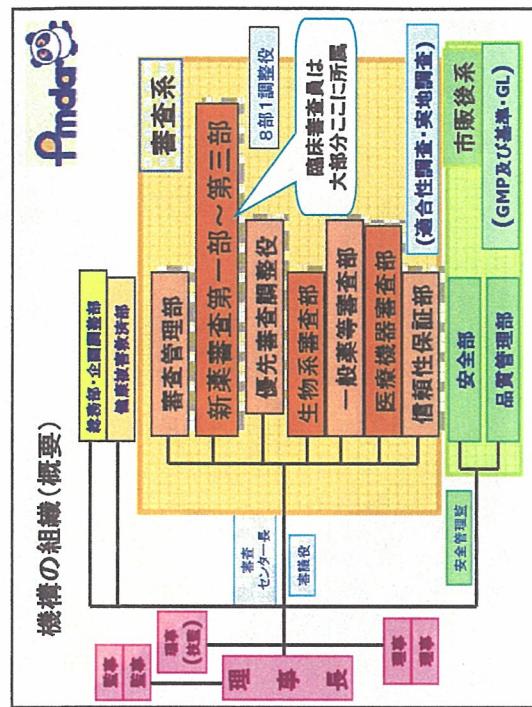
参考文献

- Emanuel EJ, et al.
ETHICAL AND REGULATORY ASPECTS OF CLINICAL RESEARCH, THE JOHNS HOPKINS UNIVERSITY PRESS, 2004
- クレール・アンブロゼリ（中川米造訳）
医の倫理、白水社、1993
- ディヴィッド・ロスマン（澤井忠明監訳）
医療倫理の説明文：施設常備・薦め方治療・死ぬ特例をめぐって、墨文社、2000
- Lo B
Resolving Ethical Dilemmas A Guide for Clinicians, 2nd ed., LIPPINCOTT WILLIAMS & WILKINS
- 福井次矢 他
臨床倫理学入門、医学書院、2003
- 青木道義
生命と倫理 肩女性と文化性、丸善プラネット株式会社、2004
- 茅林 館他
入門医療倫理 1.勧草書類、2005
- ロバート・B・レフラー（澤井忠明訳）
日本の医療と法 インフォームド・コンセント・ルネッサンス、勧草書類、2002
- 育生労働省
医学研究に関する指針一覧: <http://www.mhlw.go.jp/generalsido/kousell-kentoku/index.htm#4>

#67

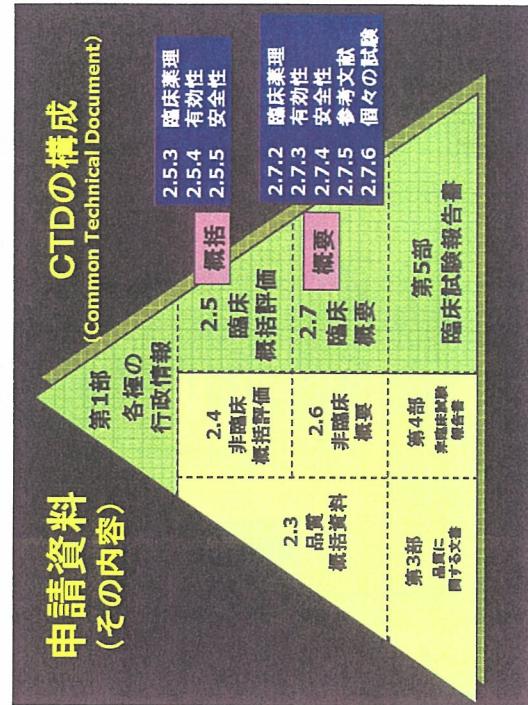
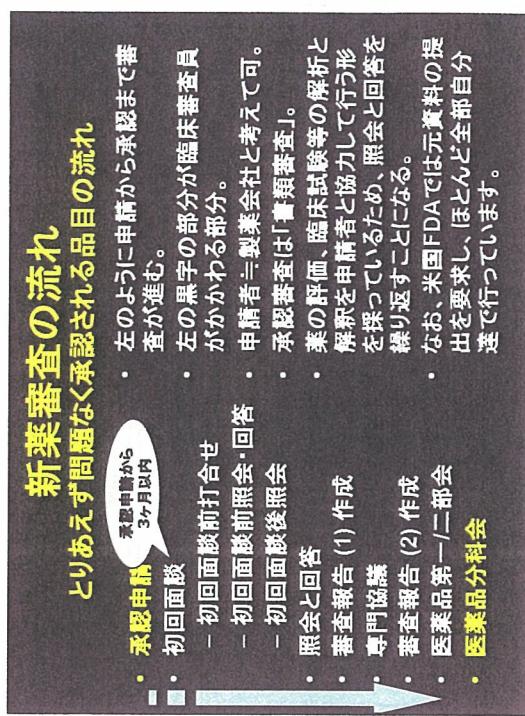
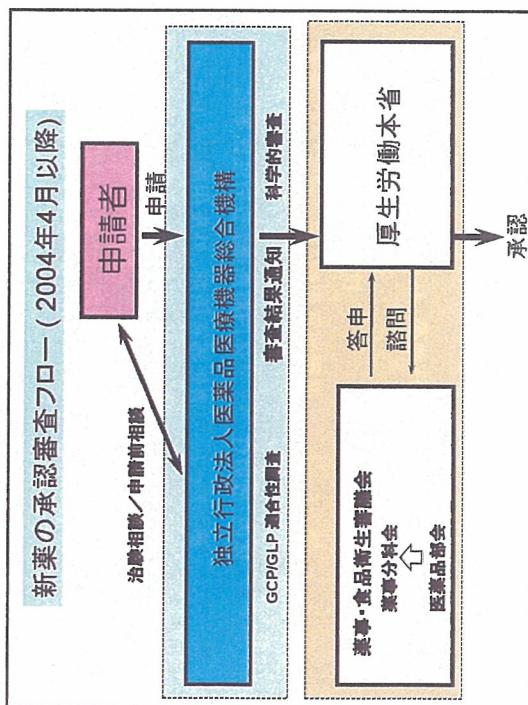






審査担当部門の構成

新薬審査 第1部	第4チーム エイズチーム 抗悪性腫瘍	抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬 抗エイズ薬
新薬審査 第2部	第2チーム 第5チーム 体内・放射性	循環器官用剤、抗ノバーキンソン病薬 泌尿・生殖器官用剤、配合剤 体内診断薬、放射性医薬品
新薬審査 第3部	第1チーム 第3チーム 第6チーム	消化器官用剤、外皮用剤、ホルモン剤 精神神経、神経内科疾患、呼吸器官薬 アレルギー、膠原病、感覺器官専用薬
生物系 審査部	生物チーム	生物学的製剤、ヒト動物対応、BSE対応、 カルタヘナ条約対応 生物由来製品の品質確保



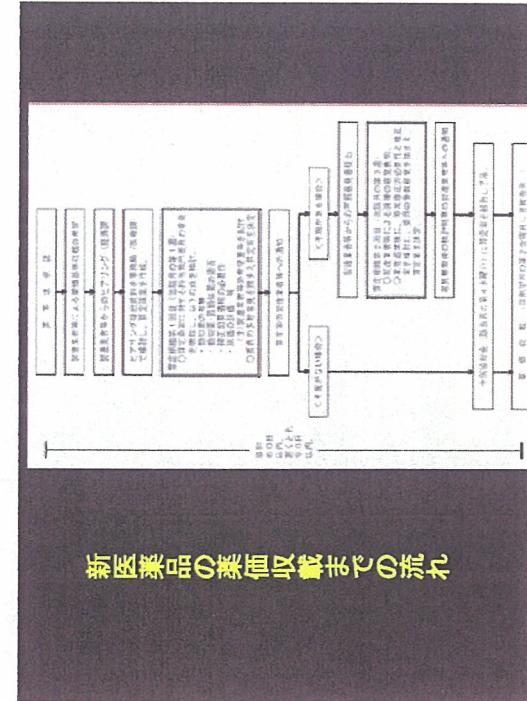
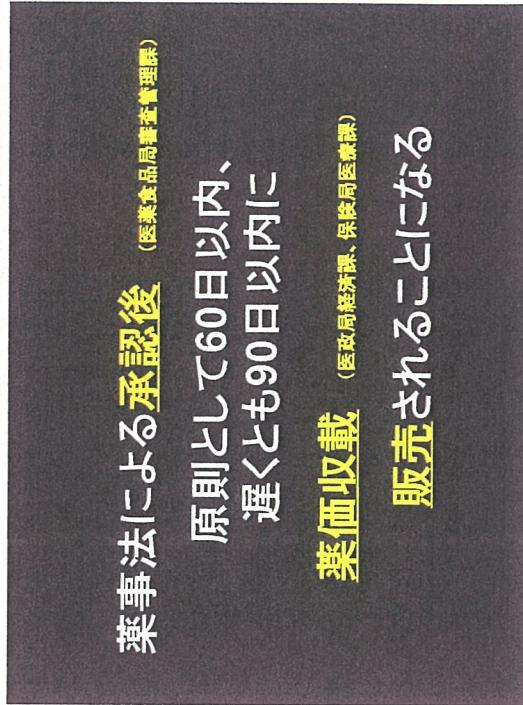
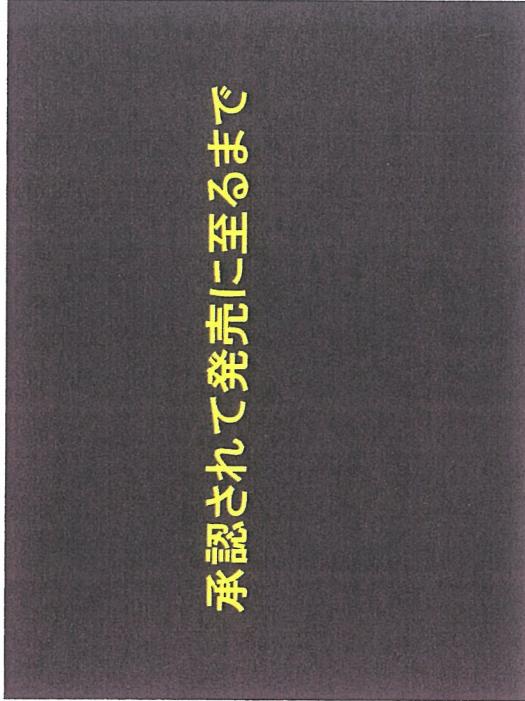
審査報告書（審査結果通知書）について

- ・審査の過程、結果を記したもの
 - ・申請者の見解を示した上で、PMDAの見解を示し、
審査の結論を記す
- 結論ありきのつじまわりで用いられることが多いので、場合によつては、非科学的なこと、間違ったこと、PMDAの導く結論に沿わない事項が取りあげられることがある
- 申請者の主張・説明に対して、PMDAの見解(反論)を提示するという構成
 - リスクとベネフィットについて、現時点で得られているデータから考慮し、その内容を明確に示す
 - インターネット上に公開されている。

http://www.info.pmda.go.jp/info/syounin_index.html

http://www.info.pmda.go.jp/shinyaku/shinyaku_index.html

http://www.info.pmda.go.jp/info/syounin_index.html



臨床研究の現場への応用

～EBMの基本と実践～

国立がんセンター中央病院 内科
勝俣 範之
nkatsuma@ncc.go.jp



本日のお話

- EBMとは？
- EBMの3要素
- EBMの実践方法
- 診療ガイドラインの評価

全ての医療行為は犯罪である。

- 病歴聴取
- 身体所見
- レントゲン検査
- 薬剤投与
- 手術
- プライバシーの侵害
わいせつ行為
放射線被曝
毒物投与
傷害罪

これらのリスクを超えた利益がなければ
医療行為は”是”とみなされない



ヒポクラテスの誓い

- “First, do no harm”
- Hippocrates: *Epidemics*, Bk. I, Sect. XI.,
ca. 460-377 B.C.

